

平成 2 8 年度  
監 査 結 果 報 告 書  
( 前 期 定 期 監 査 )

東大阪市監査委員



目 次

監査結果報告書

監報第 2 号	.....	1
環境部		



監 報 第 2 号

平成 2 8 年 8 月 1 0 日

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 西 田 和 彦

同 鳥 居 善太郎

#### 監査結果報告の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査等を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。



# 監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象部局

環境部 環境企画課（東事業所を含む。）、循環社会推進課、環境事業課、東部環境事業所、中部環境事業所、西部環境事業所、北部環境事業所、美化推進課、公害対策課、産業廃棄物対策課

### 2 監査の実施期間

平成28年5月11日から平成28年8月10日まで

### 3 監査の方法

今回の監査は、主に平成27年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成28年度の定期監査の重点項目として定めた ①内部統制 ②契約事務 ③補助金交付事務の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

## 第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

## <検討又は改善を要する事項>

### 環境企画課

#### 1 契約に係る競争性及び透明性の確保について

地方自治法第 234 条第 2 項の規定により、契約方法は原則一般競争入札であることが定められている。

契約にあたっては、経済性・効率性等の観点から競争入札を基本とし、例外となる随意契約を締結する場合は、契約理由を明確にし、契約の透明性、公正性及び競争性の確保する必要がある。

当課における委託契約について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 東事業所休日・夜間施設管理業務について、随意契約(388,800円)により機械警備を委託している。

平成 21 年度に締結した長期継続契約の相手方と契約期間終了後も引き続き随意契約を行っている事例が見受けられた。

あらためて競争入札を実施されたい。

- (2) 省エネ診断支援業務について、随意契約(3,890,798円)により委託している。

契約理由を、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(性質又は目的が競争入札に適さない)としているが、受託可能な事業者は他にも複数存在している。

契約の競争性及び透明性を確保され、適正に契約事務を執行されたい。

#### 2 契約事務について

- (1) 随意契約による委託金額が、地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第 167 条の 2 第 1 項第 1 号(普通地方公共団体の規則で定める額を超えないもの)に基づき規定された、財務規則(以下「規則」という。)第 108 条の 2 に定める限度額(委託料の場合は 500,000 円)を超えないにもかかわらず、自治令同条同項第 2 号(性質又は目的が競争入札に適さない)としている多数の契約が、見受けられた。

規則第 108 条の 2 に定める限度額を超えない場合は、自治令同条同項第 1 号を適用し、適正に事務処理をされたい。

- (2) 規則第 108 条において、随意契約を行う場合は、2 人以上の者から見積書を提出させな



ければならないと規定されている。ただし、予定価格が 50,000 円以下であるときや、契約の相手方が 1 人の者に特定されるなどはこの限りでないとしている。

ところで、これらに該当しないにもかかわらず、1 人の者からの見積書により契約を締結している事例が多数見受けられた。

複数の者から見積書を比較検討し、公平性の保持及び経済性の確保に努められたい。

- (3) 暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが、多数見受けられた。

契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する措置が必要であり、適切な事務処理をされたい。

### 3 東事業所工業計測器定期検査業務について

当課では、東事業所の工業計測器定期検査業務について、指名競争入札により委託(850,000 円)している。

当該事業について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 入札にあたり、当該契約については、最低制限価格を設定する理由が見受けられない。最低制限価格の設定を除外され、適正な競争入札を執行されたい。
- (2) 支出費目について役務費手数料で執行している。業務内容には、部品の取替えが含まれており、委託料で執行している業務との区別を勘案され、適切な支出費目を検討されたい。

### 4 財産の管理について

財務規則第 140 条において、各部等の長は、公有財産台帳を調整し、その実態を明らかにしておかなければならないと定められている。

ところで、当課が所管する土地及び建物について、公有財産台帳の記載誤りが見受けられた。所管する財産の適正な管理に関する認識を徹底されたい。

また、新地方公会計制度の導入に向け、固定資産台帳の整備に万全を期すため、関係部局との連携を図られたい。

- (1) 貸付物件の台帳への記載
- (2) 所管替えに係る台帳への記載
- (3) 建物の解体に係る台帳への記載

(4) 公有財産台帳に記載しているが、現状把握できていない土地

## 5 減免手続き及び助成金等の交付事務に係る内部統制機能について

当課で実施している減免手続き、助成金等交付において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適切な手順に従った事務処理を徹底し、内部統制が機能する体制を構築されたい。

- (1) し尿処理手数料の減免に係る決定起案において、賦課額や減免額の判断に必要な根拠書類の添付がないまま回議し、決裁しているもの。
- (2) 浄化槽清掃作業に要する費用の助成金交付手続きにおいて、申請書の誤った記載内容を未確認のまま受領しているもの。
- (3) 豊かな環境創造基金活用事業補助金交付手続きにおいて、事業終了後、補助事業者から受領した報告書等の内容について、補助金対象経費額が領収証書の金額と一致していないものを受領しているもの。

## 6 豊かな環境創造基金に係る出納員事務について

環境基本条例の基本理念に基づき、地球環境への負荷の低減、地域環境の改善その他豊かな環境を創造する事業（以下「事業」という。）を推進するため、「豊かな環境創造基金」（以下「基金」という。）が設置され、事業の費用に充てるために寄附された現金や基金の運用収益等を積み立てている。

ところで、基金への寄附を募るため、庁内外に募金箱を設置しているが、寄せられた浄財は、一定期間保管された後に金融機関へ払い込まれている事例が見受けられた。

収納金の金融機関への払込み及び保管に係る出納員事務について、財務規則の規定に則り、適正な事務処理をされたい。

## 7 し尿処理手数料未収金の回収について

一般廃棄物（し尿）に係る処理手数料の徴収に関する事務を公益財団法人東大阪市公園環境協会（以下「公園環境協会」という。）に委託しており、公園環境協会は、契約書に基づき未納の手数料についても、臨戸訪問するなど回収に努めている。

ところで、平成 27 年度のし尿処理手数料未収金（以下「未収金」という。）は 605,260 円となっている。

平成 27 年度から、全市的にし尿収集運搬業務についても公園環境協会が受託者となったことで、さらに効果的な徴収が期待されるが、委託せず当課業務として位置付けられる未収金の「債権管理」については、件数だけでなく債務者の名寄せなど正確な状況把握を行い、「督促」事務の簡素化を図るとともに、費用対効果を勘案しつつ回収にあたられたい。また、新たな未収金の発生防止策として、口座振替の奨励なども積極的に P R されたい。

## 循環社会推進課

### 1 家庭用生ごみ処理機等購入補助金交付事業について

当課では、家庭用生ごみ処理機等を購入した市民に補助金(平成 27 年度実績 電動処理機 20 件、容器 12 件 合計額 425,250 円)を交付している。

平成 4 年度から開始した事業であるが、昨今のマンション建設などによる市街化の進展により、地域によっては堆肥の利用先に限界があることなど、時代の変遷とともに事業効果について検討が必要であると考えられる。

市民の税金を有効に活用するため、事業の有効性、効率性を考慮し、P D C A マネジメントサイクルを用いて、さらに効果的な施策展開について検討されたい。

### 2 再生資源集団回収奨励金の交付について

当課では、ごみの減量と資源の有効利用を図ることを目的に、再生資源について集団回収を行う自治会や子供会などの団体に対して、再生資源集団回収奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、奨励金を交付している。

ところで、奨励金交付事務にあたって、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 要綱第 5 条に「別表第 2 の期間区分に従い申請書を提出しなければならない。」とあるが、申請期間を過ぎて申請を受け付けているものが見受けられた。

前回監査においても指摘したものであり、適正な事務処理方法を検討されたい。

- (2) 申請には、申請者作成による申請書（様式第 2）及び内訳明細書（様式第 3）とともに、回収業者作成による再生資源の重量を記載した仕切伝票（様式第 4）の提出を求めている

が、受領した申請書類の様式 2.3 と様式 4 との内容を比較したところ、疑義のあるものが見受けられた。

奨励金の根拠となる証憑書類の信頼性を高めるため、申請書様式について精査されるなど、今後の対応策を検討されたい。

### 3 小型電子機器等引渡委託契約について

当課では、小型電子機器等引渡業務を随意契約により委託している。

当該事業は、平成 25 年度に環境省の実証事業に採択され、同時に随意契約により A 社と委託契約（無償）を締結して開始したもので、引き続き平成 26 年度及び 27 年度には A 社との随意契約による委託契約（無償）を締結して実施したが、平成 28 年度には、B 社との随意契約により従来の委託契約から売払い契約に転換したものである。

契約起案には、随意契約に係る地方自治法施行令の条項や理由等の記述が、見受けられなかった。

起案には、随意契約理由、事業の経緯など、後年度への円滑な事務引継も意識し、明確な記載に努められたい。

### 4 古紙・古布売払いについて

当課では、古紙・古布の売払いを事業者と契約書を取り交わし実施している。

以下の留意すべき事項が見受けられた。

#### (1) 暴力団排除条項について

契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていない。

売払契約においても、暴力団排除条例に基づく、暴力団の排除に関する措置が必要であり、適切な事務処理をされたい。

#### (2) 書類の受領について

売払いを証する搬入月報に日付等の記入のないもの、事業所名や印鑑のないもの、必要な計量票のないものが見受けられた。

書類の受領について、適正な事務処理をされたい。

## 5 個人情報の保護について

当課では、市民との協働による地域ごみ減量推進に係る事業など事務処理にあたって、膨大な個人情報を扱うことから、帳簿の管理、電子データのパスワード設定など、細心の注意を払われたい。

### 環境事業課

#### 1 家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託について

当課では、家庭から定期的に排出されるごみの収集運搬業務について、順次、業務委託を行い、現在、59 班の業務委託を行っている。

ところで、家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託に係る事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。

委託業務の監督・履行状況の確保のため、適正な事務処理をされたい。

- (1) 事業者は、業務実施計画書及び関係書類（以下「業務実施計画書等」という。）を提出し、その承認を受けなければならないが、業務実施計画書等が業務開始以降の日付となっているなど誤った記載がされているものや、業務実施計画書等の内容に変更があった際に書類の提出がないもの。
- (2) 事業者の変更があった際に、変更後の事業者から業務実施計画書等の提出がないもの。

#### 2 契約事務について

契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが、多数見受けられた。

契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する措置が必要であり、適切な事務処理をされたい。

#### 3 環境事業所の庁舎管理業務委託の効率化について

環境事業所の庁舎管理に係る業務委託契約については、現在、各環境事業所で行っている。

また、庁舎警備業務については、各環境事業所とも有人により警備業務を行っている。

一方、市としては、委託契約の集約化や機械警備の実施による効率化を進めており、各環境事業所の庁舎管理業務委託についても、複数の環境事業所を集約した契約や警備手法の見直し

など、その効率化を検討されたい。

#### 4 ごみ収集運搬業務に係る各作業日報について

環境事業所においては、日々のごみ収集運搬業務について、業務終了後、車両ごとに出入庫時間、作業終了時間、走行距離、給油量、作業従事者、東大阪都市清掃施設組合への搬入時間、積載量などを記載した作業日報を作成している。また、家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託事業者についても作成及び提出を求めている。

ところで、作業日報に掲げられた所定項目について、多くの記入漏れや記入誤りが見受けられた。

作業日報は、日々の収集運搬業務の作業報告として重要であるとともに、収集運搬業務に係る内部統制（リスクマネジメント）の推進するうえでの貴重な情報源であることから、所定項目については正確に記入漏れのないようにし、業務報告としてのグレードを高めるとともに、日々の収集運搬作業で生じた課題やリスク、今後の業務実施で留意すべき事項などを書き込み、これを管理職員始め多くの職員と共有することで、さらに安全で円滑な収集運搬業務の実施に努められたい。

#### 5 財産の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならぬと定められており、備品管理システムにより管理を行っている。

ところで、塵芥収集車等の備品について、所管換えや廃棄通知の手続きが行われていない。現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。

#### 6 公用車両修繕料等の支払事務について

公用車両修繕料等の支払事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

事務処理にあたっては、細心の注意を払われるとともに、再発防止策を講じられたい。

- (1) 公用車両にかかる自動車重量税(508,400円)については、定期検査を実施した業者を通じて支払っているが、当課で平成 26 年度に実施した車両の定期検査において、検査実施業者から請求がなされていなかったため支払わず、平成 27 年度になされた請求に基づき

過年度の支払いを行っているもの。

- (2) 平成 27 年度に実施した車両の修繕料(270,000 円)について、業者からの重複請求に気付かずに支払い、その後、戻入処理を行っているもの。

## 7 一般廃棄物収集運搬業者許可事務について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条により、一般廃棄物の収集及び運搬を業として行おうとする者について、申請に基づき許可を行っている。

ところで、この申請書は廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則に様式が定められているが、この様式と異なる申請書が使用され、申請者の押印が漏れているものが見受けられた。

受領した書類について確認を怠ることなく、適正な事務処理をされたい。

## 環境事業所

### 1 契約事務について

- (1) 随意契約は、地方自治法第 234 条第 2 項の規定により、地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第 167 条の 2 第 1 項の定めにより該当する場合に限り行うことができるが、委託契約締結時の起案書に、該当条項等が記載されていないものが見受けられた。

随意契約は限られた場合に行うことができるものであり、起案書には随意契約を行うことができる該当条項及び理由を明確に記載する必要がある。適正な事務処理をされたい。

（中部・西部環境事業所）

- (2) 随意契約による委託金額が、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（普通地方公共団体の規則で定める額を超えないもの）に基づき規定された、財務規則（以下「規則」という。）第 108 条の 2 に定める限度額（委託料の場合は 500,000 円）を超えないにもかかわらず、自治令同条同項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）としているものが、見受けられた。

規則第 108 条の 2 に定める限度額を超えない場合は、自治令同条同項第 1 号を適用し、適正に事務処理をされたい。

（東部・中部・西部・北部環境事業所）

- (3) 規則第 108 条において、随意契約を行う場合は、2 人以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されている。ただし、予定価格が 50,000 円以下であるときや、契約の相手方が 1 人の者に特定されるなどはこの限りでないとしている。

ところで、これらに該当しないにもかかわらず、1 人の者からの見積書により契約を締結しているものが見受けられた。

複数の者から見積書を比較検討し、公平性の保持及び経済性の確保に努められたい。

(西部・北部環境事業所)

- (4) 暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが、多数見受けられた。

契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する措置が必要であり、適切な事務処理をされたい。

(東部・中部・西部・北部環境事業所)

- (5) 庁舎警備・設備管理業務の委託契約において、仕様書に定められた業務実施日や業務実施時間の一部について、当該業務が行われていないものが見受けられた。

業務実施日や業務実施時間は、委託金額の算定にも影響するものであり、締結した委託契約の仕様に従い業務が実施されているか履行確認を行うとともに、仕様書を変更するなど、適正な事務処理をされたい。

(東部・中部・西部環境事業所)

## 2 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されており、備品管理システムにより管理を行っている。

ところで、塵芥収集車等の備品について、所管換えや廃棄通知の手続きが行われていない。現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。

(東部・中部・西部・北部環境事業所)

## 3 行政財産の目的外使用許可に関する事務について

財務規則第 149 条に基づき、行政財産である環境事業所の庁舎の一部を、行政目的以外の飲料水の自動販売機の設置として、使用許可を行っている。

ところで、この行政財産の目的外使用許可事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。行政財産の管理について、適正な事務処理をされたい。



- (1) 使用料は使用開始前に納付しなければならないが、使用開始後に納付されているもの。
- (2) 使用許可物件に係る光熱水費の実費負担で、算定を誤っているもの。

(北部環境事業所)

#### 4 日雇労働者に係る共済費本人負担分の誤納入について

当所では、日雇労働者から雇用保険料、健康保険料の本人負担分を日々の支払賃金から源泉徴収し、月末に市の雑入として納入している。

ところで、平成 27 年 12 月分の日雇賃金に係る共済費本人負担分 87,299 円のところ 87,369 円を平成 28 年 1 月 6 日に資金前渡預金通帳より出金し、雑入として誤納入していた。

公金の取り扱いについては、複数の職員により金額を確認するなど、組織的な管理体制を整え、より一層適正な事務処理をされたい。

(中部環境事業所)

#### 5 公用車両修繕料の支払事務について

公用車両修繕料の支払事務(152,928 円)について、業者からの重複請求に気付かず支払い、その後、戻入処理を行っているものが見受けられた。

事務処理にあたっては、細心の注意を払われるとともに、再発防止策を講じられたい。

(東部・北部環境事業所)

#### 6 日雇労働者賃金の立替払について

環境事業所では、清掃作業員の不足を補うために日雇労働者を雇用しており、月々の賃金所要見込額を財務規則第 42 条第 2 項の規定により前月に資金前渡している。一方、日雇労働者に係る日々の賃金の支払いは、当日に賃金所要見込額を資金前渡通帳より出金しており、祝日分については、当該賃金所要見込額を、祝日前直近の金融機関営業日に出金している。

ところで、資金前渡の出金を行ったものの、その金額に不足が生じた際、立替払により処理を行った複数件の事例が見受けられた。

立替払は、現行制度上認められておらず、あらかじめ事前に必要所要見込額を出金し、支払を行う必要がある。毎回、必要所要額の算出を徹底され、適正な事務処理をされたい。

(中部・北部環境事業所)

## 美化推進課

### 1 光熱水費の節減について

当課の所属である西分室と北分室は、公用車の台数、職員数、施設の規模はほぼ同程度でありながら、西分室は北分室と比較して水道使用量で約 11.9 倍（上下水道料金で約 6 倍）、電気使用量で約 1.9 倍、ガス使用量で約 9 倍と極めて過多となっている。

業務を遂行するにあたり、日常的にコスト意識をもって節水、節電等を心がけられたい。

（参考）平成 27 年度集計

事業所	水道使用量 ( $\text{m}^3$ )	上下水道料金 (円)	電気使用量 ( kWh)	ガス使用量 ( $\text{m}^3$ )
西分室	867	392,303	9,943	1,371
北分室	73	65,483	5,219	152

### 2 特殊勤務手当の請求について

職員給与条例第 28 条第 2 項及び職員特殊勤務手当に関する条例第 7 条第 1 項第 1 号並びに同条第 2 項第 1 号の規定により、ごみの収集作業等に従事したときは清掃作業手当が 1 日につき 600 円（1 日につき作業時間が 1 時間以上 3 時間未満の場合は 300 円）支給されるが、支給根拠となる作業日報の記載漏れが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

### 3 契約事務について

契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが、複数見受けられた。

契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する措置が必要であり、適切な事務処理をされたい。

## 公害対策課

### 1 指名競争入札の見直しについて

当課では、大気汚染測定機器（西保健センター、旭町庁舎）保守点検業務委託（2,980,000 円）

及び大気汚染測定機器(環境衛生検査センター)保守点検業務委託(2,484,000円)について、指名競争入札により委託している。

地方自治法第234条第2項の規定では、契約方法は原則一般競争入札であることが定められており、当該契約については、契約の透明性、公平性、競争性を確保するため、一般競争入札により契約されたい。

## 2 環境測定関係委託業者審査会による被指名業者選定について

当課では、指名競争入札を実施するにあたり、環境部及び健康部職員で構成する環境測定関係委託業者審査会(以下「審査会」という。)において、被指名業者選定を行っている。

「平成27年度審査会結果」のうち、「決定評価基準」及び「検討結果」に以下の留意すべき事項が見受けられた。

### (1) 「決定評価基準」について

(ア) 「環境中ダイオキシン類分析業務委託(1,679,400円)」、「有害大気汚染物質分析業務委託(1,760,400円)」及び「公共用水域水質環境調査委託(2,289,600円)」の被指名業者選定にあたり、「決定評価基準」のひとつを「原課等に対し、当該業務に関する営業活動があるもの」としている。

被指名業者選定については、機会均等の確保と公正性を担保するため、「営業活動の有無」を当該基準から除外されたい。

(イ) 「大気汚染測定局(西保健センター、旭町庁舎、環境衛生検査センター各5~3月分)保守管理業務委託(4,752,000円)」、「微小粒子状物質(PM2.5)の炭素成分分析業務委託(829,440円)」の被指名業者選定にあたり、「決定評価基準」のひとつを大阪府下自府下自治体等で実績があるもの」としている。

交通の利便性の高い当市において、「実績」を府内に限定する理由はなく、さらに入札の公平性を担保するため、「大阪府下自治体等の実績」を当該基準から除外されたい。

(ウ) 業者指名の適正さを担保するため、「決定評価基準」を公表されたい。

### (2) 「検討結果」について

審査会での検討結果において、「次年度について更新手続き及び営業活動によって選定する」としている。

登録手続きの更新を行った業者に限定することで新規参入を妨げ、営業活動のある業者に限定することは、指名競争入札の機会均等性を阻害し、公正性を妨げるものである。

「更新手続き及び営業活動」の条件を除外し、適正な業者選定を行われたい。

- (3) 予定価格を事前公表しているが、当市では、工事請負や清掃委託など、予定価格の事前公表している事例はあるものの、業務内容によって個別に慎重な対応が必要である。

当該契約については、予定価格を事前公表する理由の説明は見受けられず、入札参加者に有利な基準を与えるとともに、適正な競争を妨げるおそれがあるものである。

入札前の予定価格の事前公表の是非を再検討され、適正な入札を執行されたい。

### 3 大気等測定分析業務委託について

当課では、大気等測定分析業務について、随意契約により委託(平成 27 年度確定金額 1,476,360 円)しているが、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 契約にあたって、3者による見積合せを行っており、業務遂行可能な事業者は複数存在していることから、随意契約理由としている地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)には該当しない。

適正な競争入札を実施し、契約の公平性の保持、経済性の確保を確保されたい。

- (2) 契約は平成 27 年 12 月 1 日付で締結後、業務内容を決定し、あらためて年度末に委託金額を確定している。

ところで、業務内容の決定に係る起案が見受けられなかった。

委託業務内容の経緯について透明性を確保するよう、適正な事務処理をされたい。

### 4 最低制限価格について

当課では、市内の地盤変動調査を行うため、一級水準基標改測の測量業務を指名競争入札により委託(4,689,000 円)している。

ところで、入札において、予定価格と最低制限価格が事前に公表され、結果として 10 社中 9 社が最低制限価格で入札したため、くじ引きが行われることになった。

また、当該最低制限価格の積算根拠となる起案等の書面も見受けられなかった。

最低制限価格に係る事前公表の必要性及び金額設定の積算方法について検討され、契約の適

正な競争性と経済性の確保に努められたい。

## 5 微小粒子状物質測定装置(FH62C14)の保守点検業務契約について

当課では、微小粒子状物質測定装置(FH62C14)の保守点検業務について、随意契約によりA社に委託(885,600円)している。

ところで、仕様書に基づき提出された保守点検整備結果報告書の一部に、B社のものが見受けられた。

B社は、当課が契約の事前事務を進めていた際、自社が当市への業者登録が完了していなかったことから、当課に対してA社との契約締結を依頼した業者である。

当該事務処理については、契約に疑義を生じさせるものであり、適正な取り扱いについて認識を徹底し、再発防止を図られたい。

## 6 (冬季)微小粒子状物質(PM2.5)の無機元素成分分析業務委託契約について

当課では、(冬季)微小粒子状物質(PM2.5)の無機元素成分分析業務を、随意契約により委託(1,200,000円)している。

ところで、契約事務の処理に時間を要することを理由に、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付すことができないとき)を適用し、随意契約しているが、その経過をみると当該条項を適用することは適切でないと考えられる。

適正な競争入札を実施し、契約の公平性、競争性を確保されたい。

## 7 備品管理について

財務規則174条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと定められている。

ところで、廃棄済みの備品について備品管理システムに登録されているものが見受けられた。現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい

## 産業廃棄物対策課

### 1 産業廃棄物行政に係る歳入の確保について

大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「フェニックス」という。）に埋立処分を申し込んだ事業所が、当市域内にある場合、当市は、泉大津・大阪沖適正受入協議会（以下「協議会」という。）からの照会があれば、所轄庁として、廃棄物等の性状などの情報把握を行い回答することが求められている。

当課では、大阪府都市整備部東部流域下水道事業所（以下「東部流域事業所」という。）が、フェニックスに下水道汚泥焼却灰（以下「焼却灰」という。）の埋立処分を申し込んだことにより、当該回答を求められ、既に東部流域事業所は、フェニックスへの申込に際し、焼却灰の分析結果を提出済みであったが、所轄庁としてあらためて東部流域事業所に立ち入り、焼却灰を採取して分析委託を実施した事例が見受けられた。

産業廃棄物行政には、市民の安全を確保するという使命を果たすため、多額の経費や事務負担が発生しているが、当課が所管している事務は、民間事業者の収益事業に関するものも多くを占めていることから、事業の経済性・効率性について総点検され、手数料請求など積極的な歳入確保について検討されたい。

### 2 契約事務について

契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが見受けられた。

契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する措置が必要であり、適切な事務処理をされたい。

### 3 産業廃棄物分析業務委託について

当課では、ポリ塩化ビフェニル（PCB）等 74 項目の産業廃棄物に含まれる金属等を検定・分析するため、産業廃棄物分析業務を指名競争入札により委託（2,133,477 円）しているが、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により、契約方法は原則一般競争入札であることが定められており、当該契約については、契約の透明性、公平性、競争性を確保するため、一般競争入札により契約されたい。

- (2) 予定価格を事前公表しているが、当市では、工事請負や清掃委託など、予定価格の事前公表している事例はあるものの、業務内容によって個別に慎重な対応が必要である。

当該契約については、予定価格を事前公表する理由の説明は見受けられず、入札参加者に有利な基準を与えるとともに、適正な競争を妨げるおそれがあるものである。

入札前の予定価格の事前公表の是非を再検討され、適正な入札を執行されたい。

#### 4 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可事務処理に係る内部統制の構築について

当課で実施している、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物の処分・収集又は運搬を業として行おうとする者に係る許可事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

申請書類に係る確認の徹底など、適切な手順による事務処理に係る、内部統制機能の構築を図られたい。

- (1) 産業廃棄物処分・収集運搬業許可証交付に係る許可証受領書に許可番号や受領日の記載がないもの。
- (2) 産業廃棄物処理業廃止・変更届において、届出日の記載がないもの。

#### 5 郵便切手等の管理について

当課では、約 63 万円分の郵便切手やはがきを保有しており、年間使用額に対して相当な過剰在庫となっている。

平成 23 年度以降、購入実績はないものの適正在庫となるよう努められたい。

また、今後予定している市内各事業所への大量の書類発送に対しても料金別納や市内特別郵便の活用だけでなくメールでのやりとりも視野に入れ、効率的な事務や経費節減に取り組まれたい。